

海外労働事情

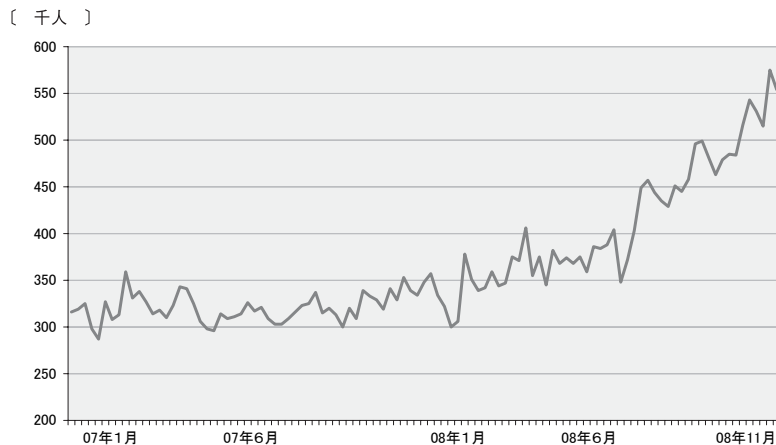
アメリカ

雇用情勢、一段と悪化の様相―オバマ次期大統領、三〇〇万人の雇用創出策を検討

連邦労働省によると、二〇〇八年一月の失業率は六・七％に達し、一九九三年以来の高水準を記録した。また、非農業部門の就業者数は一二期に五三万三〇〇〇人減少し、一九七四年以来の大きな減少幅を記録した。さらに、一月一日から一月六日までの新規失業保険の申請数は五七万人を超えた。このような大量申請数は一九八二年以来だ。金融危機を発端とする経済危機によって、雇用情勢は一段と悪化の様相を濃くしている。オバマ次期大統領は道路建設やクリーンエネルギー投資

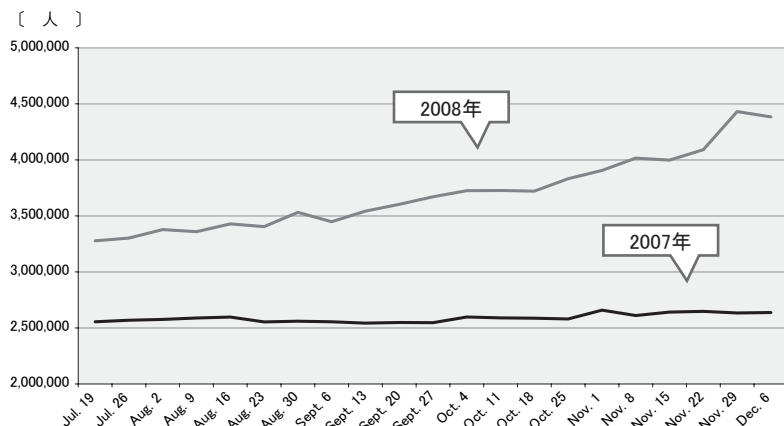


図1 米国の失業保険新規申請者数



出所：連邦労働省発表（季節調整済み）

図2 失業保険給付者総数の推移（2007年と2008年の比較）



出所：労働省発表資料より作成

などの大規模なインフラ投資による三〇〇万人規模の雇用創出策を検討中と表明している。

失業保険申請件数、一九八二年以来の高水準

連邦労働省が二月一日に発表した新規失業保険申請件数（二月一日から二月六日分）は五七万五〇〇〇人（翌週に五七万七〇〇〇人に修正）に達し、一九八二年一月二日から一

一月二七日の週の六一万二〇〇〇人以来二六年超ぶりの高水準となった。翌週の二月一八日の発表では、二月八日から二月二日分については二万一〇〇〇人減少になったものの、前週の申請者数が五七万五〇〇〇人に修正（二〇〇〇人増）された上、過去四週間の移動平均でみた場合には五四万三七五〇〇人に達し前週よりも増加する結果となった。最近の新規失業保

険申請件数の推移は図1のとおり（1）。

また、失業給付受給者の総数は増加傾向を示しており、二月六日時点で四三〇万人を超えている。図2では、二〇〇八年七月以降の推移とともに、参考までに一年前の同時期の数値を付した。一年前は二五〇万人から二六〇万人を推移していた。さらに、二〇〇八年六月と一月に決定した失業保険給付延

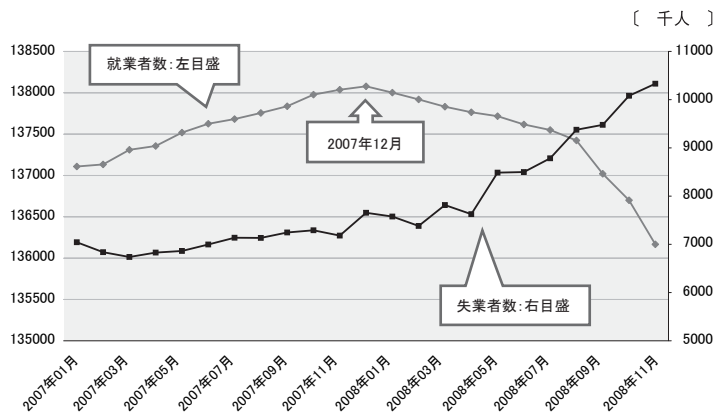
長措置によって、カリフォルニア州やミシガン州のように失業率が六％以上の州では三三週間の給付延長措置がとられている（2）。七月から実施された給付延長措置に伴って、延長給付受給者数は九月には一四〇万人に達した。その後、給付期間を満了する受給者が増え、いったん六七万人まで減少していたものの、一月に決定した再延長措置もあって、一月二九日時点では前週から二五万人増加し九三万三〇〇〇人となった。

失業給付受給者は失業者の約三七％

二月五日に発表された一二期期に関する『雇用統計』では、非農業部門の失業者数が一〇三〇万人に達し、失業率は一〇月の六・五％から一・二ポイント上昇し六・七％となった（3）。なお、一月一九日に発表された州別の失業率ではミシガン州が最も高い九・六％に達している（4）。

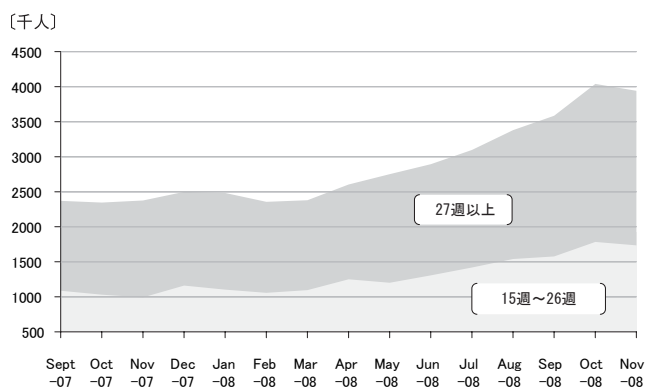
就業者数は二〇〇八年一月から一貫して減少している。一〇月の減少幅は前月四〇万人から三二万人に縮小したが、一二期一カ月の減少数は五三万三〇〇〇人に達した（図3参照）。二〇〇七年の景気後退以来、一カ月間に喪失した雇用機会は一九〇万人とされている（3）。失業は長期化する傾向が見られる。失業者中、一五週以上二

図3 就業者数と失業者数の推移



出所：労働統計局資料より作成

図4 長期失業者数の推移



出所：労働統計局資料

六週未満が一七〇万人強、二七週以上の失業状態が二二〇万人強となっている。最近の一五週以上の長期失業者数の推移は図4のとおり(3)。

失業者が増加する中、失業保険給付制度を改善すべきとするレポートが発表されている。セクター・フォー・アメリカン・プログレスが一月一四日に発表したレポートによると、就業条件が合致せず、失業しても、実際に失業保険給付を受けられないのは約三七%に止まっているという(5)。州政府による失業保険給付の適格者判断は、一九三五年に制度ができてから改

正されないまま運用されており、パートタイム労働者、女性労働者、低賃金労働者、高離職率の職場といった現在の労働市場の特徴は、制度の創設時には想定していなかったためと指摘している。また、失業保険で給付を受けられる額は全米平均で一週間に二九三ドルで、これは平均賃金の三五%に相当する額である。これは連邦政府が失業保険制度で想定する従前賃金の五〇%を大きく下回る水準となっていると指摘する。

次期大統領、市場経済優先策を転換へ

オバマ次期大統領は、一月二四日の記者会見で、二〇一一年一月までに二五〇万人規模の雇用創出策を検討していると発表した(その後、二月一九日の会見で三〇〇万人規模に拡大)。

オバマ次期大統領による雇用創出策は、大規模インフラ投資すなわち道路の敷設、橋梁の建設、学校、医療システムの近代化の推進を主軸としており、市場経済を優先し主に法人を対象とする減税策が中心であった雇用対策から大きく転換することが見込まれる。

オバマ次期大統領は、産業と

してのクリーンエネルギーへの投資を掲げており、風力発電、太陽光発電、高燃料効率車の開発、代替エネルギー技術の開発への投資により雇用創出を図る考えである(6)。

この雇用対策案に対して、AFL・CIO(全米労働総同盟産別会議)、全米商業会議所とともに、基本的な考え方に賛成するとした上で、具体策がまだ発表されておらず、一月の政権発足後に具体化する雇用政策の議論の中で労使双方の雇用創出策を提案していく考えであると述べている(7)。

[注]

1. 連邦労働省雇用訓練局ホームページ (<http://ows.doleta.gov/press/2008/121808.asp>)
2. カリフォルニア州労働省ホームページ (http://www.edd.ca.gov/Unemployment/Extended_Benefit_Information.htm)
3. ミシガン州労働省ホームページ (http://www.michigan.gov/documents/uia/EUC_Fact_Sheet_120_240939_7.pdf)
4. 労働統計局ホームページ(1) (<http://www.bls.gov/news.release/pdf/empstc.pdf>)
5. 労働統計局ホームページ(2)(州別失業率) (<http://www.bls.gov/web/launstrk.htm>)
6. Center for American Progress, 2008, *Helping the Jobless Helps Us All* (http://www.americanprogressaction.org/issues/2008/ui_report.html)
7. オバマ・バイデン次期政権のホー

ムページ等参照
(<http://origin.barackobama.com/issues/economy/>)

7. メールでのインタビューによる

【参考資料】
* Daily Labor Reports, Nov. 25, Dec. 19, 2008, BNA

(国際研究部 北澤謙)

ドイツ①

最賃関連二法案の成立に暗雲——国会審議難航、廃案の可能性も

最低賃金関連二法案(労働者送り出し法および最低労働条件法)(1)の成立に暗雲が立ちこめている。二法案は昨年七月に難航の末に閣議決定に漕ぎ着け、その後一〇月に国会審議に付されたものの、〇八年内には成立に至らず、場合によっては廃案の可能性まで出てきた。主な理由の一つは、送り出し法の業種選定に関する連立作業部会の検討が暗礁に乗り上げていることだ。

また、最賃実施状況の実施監督に関する規定の不備を理由に、州政府も異議を唱えだした。加えて、送り出し法に基づき導入された郵便業の最賃を違法とした一審判決(2)を不服とした連邦労働社会省の控訴を、上級行政裁判所が棄却した。これらによって、キリスト教民主・社会同盟(CDU・CSU)は、

反対の動きに拍車をかけている。

首相「協約自治が最優先」

両法案のうち、労働者送り出し法の適用による最賃導入を求めて労使団体が政府に申請を出した業種は、労働者派遣、介護、保安警備、ゴミ処理、生涯教育、訓練、林業サービス、業務用繊維製品クリーニング、鉱山特殊業務——の八業種に及んでいる。

閣議決定では、新たな業種選定手続をシュルツ労働社会相が率いる作業部会に委ねることとされたが、閣議決定直後から早くも、社会民主党(SPD)とCDU・CSUの両陣営の意見の食い違いが目立ち、各界から法案修正を求める声があがっていた。

閣議決定後の記者会見でメル

ケル首相は「労働者派遣業界には様々な労働協約が存在するが、賃金ダンピングはみられない。労働者派遣業はドイツのフレキシビリティの柱。既に労働協約も存在し、一律最低賃金の必要はない」として、労働者派遣業への最賃導入を拒む意向を表明した。また、法案の解釈をめぐっても、「国による最低賃金設定は雇用に悪影響をもたらす。法案では、協約自治が国家の賃金設定に優先することがはっきりした」との見解を示し、失業給付(ALG II)が最低賃金の機能を果たしていることや、低賃金をあつても職があることの重要性を強調した。

他方、シュルツ労働社会相は、申請済みの八業種については送り出し法の対象となると見込んでいただけに、「与党内での合意では、業種選定は作業部会の決定事項だ」などと強く反発し、作業部会での検討に意気込みをみせていた。

労働社会相「市場経済に不可欠な制度」

こうして国会審議に備えた与党内の攻防が続くなか、両法案の第一読会が一月二八日に行われた。趣旨説明に立ったシュルツ労働社会相はまず、「リベラルな銀行家でさえ一定の国家の介入を評価しており、経済プロセスへの国家の役割については何の疑いもないはずだ。こうした認識が金融危機以前に共有されなかったのは残念だが、これを契機に国家不介入が誤りであることを教訓とすべきだ。従来のように協約適用率が高ければ問題ないが、現状では国による最賃規制は不可欠だ」と訴えた。

そのうえで、「各業種の安定が労使自治に委ねられないならば、国家介入により最悪の事態を防がなければ、やがては民主主義の正当性が危機に瀕する」と述べ、「低賃金部門が拡大しているも、最低賃金を必要悪と捉える人が多い。最低賃金はロマンチックな社会理念ではなく、市場経済に不可欠な制度基盤と捉えることが重要だ」と解説。また、

ザクセン州の有資格の美容師がフルタイムで働いても月収七五五ユーロであることや、ブランドンブルク州のフルタイムの警備員の月収が一〇〇〇ユーロ以下といった例を挙げ、「働いても国の援助なしでは家賃が払えない、家族を養えないといった例が限りなくある状況は尋常ではない」などと最賃規制の必要性を再確認し、今後の作業部会で検討に強い意欲を滲ませた。

派遣業の送り出し法適用で調整困難

だが、肝心の連立作業部会での業種選定に関する調整・交渉は難航しており、スケジュールが大幅に遅れている。このため当初予定されていた昨年クリスマスまでの連邦議会での可決は見送られ、その後の連邦参議院での審議も今年二月以降にずれこみ、法規命令による具体的な最賃導入は夏以降となる見通しが濃厚となった。

全体的にみれば、作業部会での検討は順調に進んでいる。例えば、介護業界への最賃導入についてはある程度の進展がみられた。介護業界の就労者の五〇%は教会施設で働いているが、教会側が就業者約四五万人を対象に共通の最賃設定を行う方向に前向きな姿勢を示した。介護に従事する就業者の賃金その他の労働条件はこれまで、労働組合ではなく、従業員代表と教会

の使用側代表とが構成する委員会決定されてきた経緯がある。これまで教会側は最低賃金の適用に拒否してきたが、柔軟な姿勢に転じている。

また、廃棄物処理事業については、自治体の使用者連盟(VKA)と民間の使用側連盟(BDE)が、統一サービス労組(vedi)との間で最低賃金協約を締結していないことが問題とされていたが、まもなく締結される見通しが明らかになっている。

問題は、CDU・CSU側の反発が強い約七〇万人の労働者を擁する派遣業界への送り出し法の適用だ。派遣業では、送り出し法の適用申請を行った労使団体以外が締結した賃金協約が既に存在しているため、統一的最賃導入への反発が強い。ラルフ・ブラウクジーベ・社会政策専門議員(CDU)は、「検討スケジュールの遅延は織り込み済みだ。この問題に関して時間的制約はない」とコメントしている。また、業務用繊維製品クリーニング業も、同様の理由で最賃導入への抵抗が強く、交渉は一筋縄にはいかない。

連邦議会労働社会委員会が昨年一月三日に開催した公開ヒアリングでも、派遣業への最賃導入をめぐる労使の意見対立が鮮明となった。ドイツ最大の派遣業者ラントシユタット・オストのズヴェン・テヒ従業員代

表委員は「労働協約の形骸化が進んでいるため、最低賃金を定める必要がある。派遣労働者の多くは、補足的な社会給付なしでは生活していけなくなっている」と訴えた。他方、ドイツ使用者団体連合(BDA)代表のローランド・ヴォルフ氏は、「派遣業界の協約拘束率はほぼ一〇〇%で、最賃設定は不要。協約自治を制限すべきではない」との見解を示したが、これに対し、ドイツ労働総同盟(DGB)のラインハルト・ドンブレ氏は、「派遣業の協約適用率が高いという使用者側の主張は、現場の実情を無視したものだ」と強く反発している。

州政府、最賃実施状況の監督規定に異議

他方、州政府からも両法案の監督規定について異議が出されている。法案では、送り出し法に関する各事業所の監督は連邦レベルで、最低労働条件法の監督は州レベルで行うこととされている。これについて州側では、監督任務の州政府への押し付け、あるいは連邦レベルの監督経費節減が連邦政府の狙いだとする批判があがっている。また、送り出し法では連邦レベルでの違反者に対する罰金に関する規定が盛り込まれているが、最低労働条件法には州政府による最低賃金違反の告訴は可能であるが、罰金に関する定めはない。州政府



府は、連邦レベルでの一貫した監督を訴え、法案修正の方向性次第では紛争調停委員会にかけ意向を明らかにしている。

バーデン・ビュルテンベルク州社会相のモニカ・シュトルツ氏(CDU)は、「最低賃金関連法は、実施監督について連邦レベルと州レベルの二重管轄を生み出すという非効率を生む。連邦議会がこの問題を考慮しなければ、紛争調停委員会に委ねるしかない」などとコメントしている。

郵便業の最賃、控訴審も違法と判断

これに加え、ベルリン・ブランドンブルク上級行政裁判所は昨年一月一八日、郵便業最賃を定めた法規命令を違法としたベルリン行政裁判所判決を不服とした連邦政府の控訴を、「協約対象の労働者のみならず、業界

全体の最低賃金を一括して定めるのは、連邦政府の越権行為」として棄却、第一審判決を支持した。

ドイツでは〇八年一月、送り出し法の手続に基づき、郵便業で働く約二二万人を対象として、郵便サービス事業者連合会と統一サービス労組(Ver.di)の最低賃金協約が定める最低賃金を郵便業全体に導入した。これにより、郵便配達労働者については旧西独地域で時間当たり九・八ユーロ、旧東独地域で九ユーロ、郵便仕分け労働者が旧西独地域八・四ユーロ、旧東独地域八・〇ユーロの最賃が導入された。

これに対し、郵便サービス事業者連合会に加盟していない競合企業のP I NグループやT N Tポストが「競争上不利な立場に立たされる」として強く抵抗した。両者が結成する連邦宅急便サービス連盟(B d K E P)は、新郵便・配達サービス労働組合(G N B Z)^③との間で別の最低賃金協約を締結している。だが、郵便業への一律最賃の導入により、P I Nグループ株主大手のアクセル・シュプリンガー社が、競争力喪失を見込んでP I Nグループへの出資凍結を発表し、その結果、同グループの配達業者の大半が最賃を理由に破産申請に追い込まれ、多くの労働者が解雇された。P I Nグループ、T N Tポスト

ト、及びB d K E Pは〇八年一月、連邦政府による郵便最賃の導入を、公正競争を阻害するものとしてベルリン行政裁判所に提訴した。ベルリン行政裁判所は〇八年三月、郵便事業の最賃に違法判決を下したが、今回の上訴審でも、同様の見解を示されたことになる。判決では、送り出し法に基づいて発布された法規命令が、適用対象の協約がない当事者のみならず、既存の協約の適用を受ける当事者を含む業種全体を拘束することが、送り出し法の授權範囲を越えるものとされた。

今回の判決を受けてC D U・C S U側は「他業種への適用は論外」などとシヨルツ労働社会相への批判を強めている。現在の法案では、他業種への最賃導入が違法とされる可能性もあるため、原案のままでの法案の可決には疑問も呈されている。また、選挙戦が近づくほど、与党内の両陣営での合意成立はおぼつかない状況になるだけに、シヨルツ労働社会相にとっては、不利な展開必至とみられている。国による最賃規制をめぐる一連の混乱は、労使自治や地方自治を重視するドイツ法体系で、国家による最賃規制の導入が構造上いかに困難かを物語るものといえよう。

〔注〕

1. 閣議決定された関連二法案に関

する詳細は、本誌〇八年一〇月号「最低賃金制度をめぐる欧米諸国の最近の動向」(三四〜三六頁)を参照。

2. ベルリン行政裁判所の判決に関する詳細は、J I L P Tホームページ「海外労働情報二〇〇八年四月」(http://www.jil.go.jp/foreign/jhou/2008_4german_01.htm)を参照。

3. もっともケルン労働裁判所は〇八年一〇月三〇日、Ver.diの訴えに対し、G N B Zには労働協約締結権がないと判示している。

【参考資料】

海外委託調査員月例報告、連邦労働社会省ホームページ、Gardian.co.uk: Handelsblatt(〇八年一月五日、二月二八日、二月一八日)

(国際研究部)

ドイツ②

雇用保険料引き下げへー政府、現状維持派を押し切る

連邦政府は〇八年一〇月一五日、〇九年から雇用保険料を現在の三・三％から三・〇％に引き下げ、これに加えて一八カ月間の限り二・八％まで引き下げる時限措置を講じる閣議決定に至った。失業の減少傾向により、

〇八年一〇月の失業水準は過去一七年で最も低水準で、三〇〇万人を下回った。このため、失業保険収支が黒字となり、十分な積立金がプールされた。この積立金を、失業保険料率を二・八％とする一八カ月間の減収分

に充当する。ドイツの雇用保険料率は〇六年時点では六・五％とかなり高水準で、ここ数年政府は、毎年雇用保険料率の引き下げを行ってきた。今回の料率改定により、僅か二年間の引き下げ幅が五〇％以上に及ぶが、それでも日本の雇用保険料率(一・五％)を大幅に上回る水準だ。

労使折半による社会保険料率、全体で三九・二五％へ

今回の雇用保険料の引き下げは、医療保険料の〇・六％の引き上げと抱き合わせで実施され、労使折半による社会保険料率は全体で三九・二五％となる。現行料率の三九・一六％をやや上回るものの、連立政権合意書が掲げた負担率上限の四〇％以内に収まる。ドイツの雇用保険料は、〇六年時点では六・五％とかなり高水準だったが、〇七年に四・二％、〇八年で三・三％と漸次引き下げを実施してきた。

今回の改定は最も引き下げ幅が大きいが、それでも日本の料率よりかなり高い水準だ。今回の政府案に対し左派党は、景気後退やマイナス成長を理由に現行料率の維持を求める案を国会に提出していたほか、雇用エージェンシーも慎重な姿勢を示していたが、最終的には政府案で〇八年一二月の国会通過に至った。

他方、医療保険料率は一二・二%〜一七・四%とこれまで保険団体によって料率が異なっており、平均で一四・九%だった。今回の料率改定は、〇九年からの保険料徴収一元化に伴うもの。新たな統一料率は一五・五%となり、徴収業務は〇七年に設立された健康基金が一括して行う。保険料の統一の狙いは、拡大の一途をたどっている医療費負担について、国民全員が同条件で保険給付を受けられるようにすること。統一料率について〇八年一〇月にスタートした政府と保険団体との調整は、被保険者の負担が増加することから、ぎりぎりまで難航を極めた。保険団体は一五・八%を要求していたが、政府は、燃料・食糧費の高騰による国民負担増を考慮して一五・五%で押し切り、これと並行して、国庫から法定疾病保険への四〇億ユーロの拠出が決まった。

【資料出所】

海外委託調査員月例報告

(国際研究部)

フランス①

**日曜日労働の解禁法案、
国会提出―強気の大統領、
与党内の反対論押し切る**

サルコジ大統領は二月一六

日、日曜日労働を解禁する法案を国会に提出した。日曜日労働の解禁は、金融・経済危機への対応策の一環として、一〇月末に同大統領が発表した雇用に関する行動計画「金融危機の雇用に対する影響を緩和するための主たる方策」の柱の一つ。フランス社会の慣習に関わる問題だけに、野党だけではなく、与党内にも反対論が強かった。「働きたい人が、より働き、より稼ぐ」をスローガンに掲げる同大統領が半ば強引に国会に法案を持ち込んだ格好だ。年明けに審議が本格化する。

報酬は二倍、希望者のみで拒否設定も

フランスでは、労働者は連続して週六日以上労働してはならず、日曜日を休日とすることが、労働法典に明記されている。この規則への違反は明確な違法行為としてみなされるが、交通機関、病院、ホテル、飲食業、文化・スポーツレジャー施設、そして法定指定観光地域などは、例外として日曜日の営業が認められている。さらに、大都市郊外の大型ショッピングセンターなどは、営業申請をして認められれば、期限付き営業許可が与えられる。労働法典には一八〇もの例外措置(一)が盛り込まれており、INSEE(国立統計研究所)によると、現在七四〇万人が日曜日にも働いており、

そのうち日曜日の労働が慣例化している人は三四〇万人にのぼる。

このように被用者の四人に一人が定期不特定の如何にかかわらず日曜日に働いている現状にあつて、「日曜日は労働してはならない」という規定は、あまりにも現実からかけ離れているというのが、サルコジ大統領の主張だ。法案を作成した与党のリシャル・マリエ氏は、「働きたいと希望する人が、より働き、より稼ぐ」というサルコジ流原則にのっとり、①日曜勤務による報酬は通常日の少なくとも二倍にする②日曜勤務は希望者のみとする③「拒否権」を設定し、日曜勤務を希望しない被用者に対する処罰、差別的措置、解雇はできない―という内容を盛り込んだ。

野党・労組は反対、悪影響を懸念する雇用主も

サルコジ大統領は二月一五日、与党内の妥協を図るため、金融危機対策会議を開き、席上「現状維持では許されない。『労働の価値』(二)で我々は国民に選ばれたのだから、日曜日にも働いている人たちが今後も日曜日に働き続けるのを妨げることはできない」と述べ、六〇人あまりとみられる反対派の説得に努めた。その結果、現在では一時的な措置として年に五回認められている日曜日の労働を、年に

一〇回にすることに合意に至り、翌一六日、大統領は半ば強引にこの法案を国会に提出した。

これに対して、野党・社会党は「労働者の権利を侵害し、社会構造を狂わす悪法を認めることはできない。フランス人の生活や共に生きる我々のやり方に直に影響するこの法案を前に、我々は激しく反対していく」と強い反発を示し、修正案を作成した。また、労組も「そもそも賃金もつと高ければ、日曜日の労働など必要ではない」と主張している。

一方、雇用主側では意見が分かれている。経営者団体のMEDEF(フランス企業運動)は、「商業活動が活気づく」と法案を評価しつつも「拒否権」については反対している。中小企業総連盟や、職人連合、その他多くの雇用主組合は、日曜日の労働の規制緩和により、法案が適用される地帯の付近にある小売店に悪影響が出ることや、賃金の不平等が生じることに強い懸念を示している。

大統領は、日曜日の営業の拡大は雇用機会につながり、労働者の所得増や消費の拡大、ひいては景気回復をもたらすとして、法案成立に強い意欲を示しているが、与党内でも未だ根本的な合意には達していない。法案の条項の検証と修正案に関する討議は、年が明け国会が再開して

から本格化する。

(注)

1. 例外措置には、大きく分けて「正当な権利としての例外措置」と「一時的な例外措置」の二つがある。まず、活動の停止が技術的に不可能で、その持続が社会生活にとって必然的である部門において、「正当な権利としての例外措置」が認められる。多くの公的サービス、ホテル業、レストラン業、飲食店、花屋、マスコミ関連の企業、芸能産業などが対象。二〇〇五年度にはゲーミング(造園やDVD(レンタル)屋が、二〇〇八年一月には家具屋もリストに追加された。また、食品の小売業も店の規模にかかわらず日曜の朝から正午まで営業することができると。協定による連続的な作動を必要とする産業向けの措置も、この「正当な権利としての例外措置」にあたる。一方、企業が「全ての賃金労働者が日曜に休暇を取ると、一般の人々に影響が及ぶ、もしくは企業の通常の業務に支障をきたす」ということの証拠を提出することができれば、県知事あるいは市長が労働期間を限定した上で、労働を許可することがある。これを「一時的な例外措置」という。県知事は「観光地や温泉地のある自治体、または、大規模な観光地帯」あるいは「レジャー活動を促進する消費財やサービスを提供する」小売業の施設に対し、一時的な例外措置の許可を与えることができる。また、デパートなど日曜日は通常営業していない施設については、市長が例外的に年に五回労働の許可を与えることができる。

2. 大統領選挙戦で、サルコジ氏が常に主張してきた言葉。同氏は、「より働き、より稼ぐ」をスローガンに掲げ、「労働の価値」を称揚してきた。選挙集会では、「もつと働き

フランス②

三兆円に及ぶ経済刺激プランを発表―企業支援重視に批判の声も

たいと望む人には、可能性をつくり、労働の価値を高めなければならぬ」と繰り返し、フランスにおける勤労意欲や競争意識の向上の必要性を強く訴えていた。

(国際研究部)



フランス経済・財務・雇用省が一月二七日に発表した雇用統計によると、一〇月の失業者数は二〇〇万四五〇〇人で、前月から四万六九〇〇人(二・四%)増加した。二〇〇万人を超えたのは二〇〇七年五月以来で、景気悪化の影響が雇用にも及んでいる現実が浮き彫りとなった。世界的な金融危機の中、インフレや経済成長の鈍化を危惧し、サルコジ大統領は、一二

月四日、「今日の活動を支援し、明日の競争力を高める」ために投資を優先した新たな経済刺激プランを発表した。二〇〇九一〇年の二年間で出資総額は二六〇億ユーロ(およそ三兆円)に及ぶ。計画の主な内容は以下の通り。

▽公的資金投資の追加

公共投資として、およそ一〇五億ユーロを追加支出する。具体的には、国が四〇億ユーロ、公営企業が四〇億ユーロ、地方自治体が二五億ユーロを拠出し、主に国防関連装備や大学・研究機関支援、国有財産の修復、道路・河川・鉄道といったインフラ整備など、様々な公的設備プログラムに投資する予定。二〇一〇一四年にかけて四つの新幹線(TGV)路線を建設し、欧州北セーヌ(Saïne-Nord Europe)運河の実現も目指す。

▽企業の強化

企業の資金繰りを円滑にするため、通常三年間で償還している消費税や研究開発費に充てられる法人税控除など、一一五億ユーロにのぼる税額控除分を前倒しで、二〇〇九年初めに一度に還付する。付加価値税(TVA)の控除についても、同様の措置をとる。ただし、「代償なくして企業の救済はありえない」とし、企業が国外移転をしないことが支援の条件とする。

▽自動車産業の支援

現在は、使用年数一五年以上の中古車を廃棄処分して新車を購入する場合、三〇〇ユーロの補助金を支給しているが、この対象を使用年数一〇年以上中古車に広げるとともに手当も一〇〇ユーロに引き上げ、営業用の軽自動車にも範囲を拡大する。また、自動車購入者への融資支援として、金融機関に対して一〇億ユーロ再融資する。さらに、自動車製造業者及びその請負業者には、生産工程の再編支援として三億ユーロの投資資金を提供する。

▽住宅投資

七万戸の公営住宅を建設するほか、〇七年に導入した無利子の住宅融資制度を拡充し、不動産購入の促進を図るなど、住宅関連の追加出資に一八億ユーロを充てる。

▽低所得世帯の支援

約三八〇万の低所得世帯に対して、二〇〇九年三月末に二〇〇ユーロの手当を支払うために、七億六〇〇〇万ユーロを充てる。

▽政府調達に関する規制の緩和

特別な行政手続きを必要としない政府調達の上限を現行の四〇〇〇ユーロから二万ユーロに、入札手続きを義務付けない政府調達額を現行の二〇万六〇〇〇

ユーロから五一五万ユーロ(EU基準)に引き上げる。政府調達に関する規制緩和により、中小企業が参入しやすき環境をつくるのが目的。

政府は、今回の景気対策により二〇〇九年には八〇一万人の雇用創出が見込めるとしている。経営者団体のMEDEF(フランス企業運動)は、企業・産業支援を柱とするプランを「景気対策を超えるもの」と歓迎しているが、労組や野党・社会党は、企業支援に偏っており、労働者や低所得者への配慮及び購買力に関する政策が欠如していると強く批判している。

大統領は、「我々が通り抜けようとしている危機は、一時的な危機ではない。今回の構造的危機は、長期にわたり、経済、社会、そして政治を変えることになる。今回の危機は、非常に規模が大きく、ゆえに、対策も強固なものとしなければならぬ」と計画実行への強い意欲を示すとともに、景気対策の施行を担当する大臣ポストを創設し、与党・UMP党のパトリック・ドヴェジャン幹事長を経済振興策推進大臣に任命した。

今回の経済刺激プランは、特別予算案として〇九年一月に国民議会の審議にかけられる予定だ。

(国際研究部 町田 敦子)

EU

欧州議会、オプトアウトの廃止へ―労働時間指令改正案を可決

欧州議会は一二月、労働時間指令改正案を可決した。先に各国政府が合意した改正案に対して、焦点となっていた週四八労働時間の上限に関するオプトアウト(適用除外)の廃止や、職場外での待機労働時間などを労働時間とみなすなどの規制強化を修正案として盛り込んでいる。指令案の成立には理事会の合意が必要となるが、これまでオプトアウトの維持を強く求めてきたイギリスなどの間で反発が必至とみられ、成立が危ぶまれている。

各国政府による妥協案を修正

オプトアウトとは、週労働時間の上限である四八時間を超えて働くことを、雇用主と雇用人の合意によって認めることを指す。労働時間指令改正案は、二〇〇四年の欧州委員会による原案公表から四年にわたり議論が膠着状態に陥っていた。焦点となったのは、オプトアウトの是非で、イギリス政府がその存続を強く主張していた。並行して議論が進められていた派遣労働指令案にやはり一貫して反対していたイギリスは、派遣労働指令案への協力と引き換えに、オ

プアウト維持に関する合意を加盟各国から取り付けたといわれる。結果として、派遣労働指令は九月の欧州理事会（EU首脳会議）、一〇月の欧州議会で相次いで可決され、六年越しの協議を経て成立に至った（本誌一二月号の記事参照）。

一方、同じく欧州理事会で合意され、欧州議会での採択に委ねられることとなった労働時間指令改正案に関しては、欧州議会は当初からプアウトの維持に強い反対の姿勢を示していた。指令案の検討にあたった議会の雇用・社会問題委員会は、理事会案に対してプアウトに関する案項を削除する修正案をもって応じた。また併せて、欧州司法裁判所の二〇〇三年の判決をうけて、制度改正が必要となっていた待機労働の扱いについても、「不活動的労働時間」(inactive on-call time — 職場外で呼び出しを受けるために待機している時間)を労働時間とみなすかどうかを各国の裁量に委ねるとした理事会案に対して、これを明確に労働時間と位置付けたうえで、労使間の合意などにより除外することを認める修正を盛り込んだ。欧州議会は、委員会の修正案を四二二対二七三の大差で可決した。

理事会の合意、難航の可能性

議会での可決をうけて、指令案は議会と理事会の代表で構成

される調停委員会 (conciliation committee) での合意プロセスに委ねられる形となった。委員会で理事会の合意を得て指令案が成立すれば、加盟各国は三年以内に法改正などを行わなければならない。しかし、理事会が合意する可能性については、悲観的な見方が強い。

二〇〇五年の原案の改定でプアウト廃止を盛り込んだ欧州委員会は、欧州議会はプアウト利用国がここ数年で一五カ国(注)に拡大していることに留意すべきであるとして、当初の立場に固執するよりも、喫緊の課題である待機労働に関する規定などの早期改正をはかるべきではないかとの疑義を投げかけている。これに対して、雇用・社会問題委員会で議案修正案をまとめたセルカス議員は、「欧州委員会は、理事会の支持に回るのをやめて、仲介者としての役



割を果たすべきだ」と批判的だ。

EUレベルの労働組合であるETUCは、「ソーシャル・ヨーロッパが健在であることを示した」として、前後して可決された派遣労働指令案、欧州協議会指令改正案とならぶ成果と称賛している。一方、使用者側のビジネスヨーロッパは、プアウトは企業にとつて需要の変化に対応するための重要なツールであるとともに、労働者にとつても自らの労働時間を調整してより高い収入を得るための自由を与えらるものであるとして、議会は長年の議論を経て成立を目前にした指令案を廃案の危機にさらしている、と批判している。待機時間の扱いを厳格化することについても、医療関連の公的サービスの劣化を招くとの警告を発している。

また、プアウト維持を国内の使用者側に約束して、派遣労働指令に関する妥協を引き出したとみられるイギリス政府も、欧州議会の修正案可決に強い失望を表している。マクファデン雇用担当大臣は、景気の低迷の影響から、むしろ追加的な労働による収入の増加を求める労働者の自由を奪うプアウト廃止は「誤り」だとしている。使用者団体のCBIも「多くの人は、キャリアや金銭面あるいは会社の困難な状況を支援したいといった理由から、より長く働きたいと考えている。彼ら

が選択するならば、より長く働くことができるようにすべきだ」として、六月の担当相理事会での合意の尊重を求めている。

一方、イギリス労働組合会議(TUC)は、議会の修正案に賛辞を送っており、「長時間労働によって温存されてきた低賃金や低生産性の改善に取り組みなければならぬ」としている。

注

二〇〇四年に欧州委員会が原案を提出した際のプアウト利用国は、イギリスを含め四カ国にとどまっていた。現地メディアによれば、現在プアウトを利用して一五の加盟国は、イギリスのほか、フランス、ドイツ、スペイン、オランダ、ルクセンブルク、マルタ、ブルガリア、キプロス、エストニア、チェコ、ハンガリー、ポーランド、スロヴァキア、スロヴェニア。

【参考資料】

European Commission, 'European Parliament', 'ETUC', 'BusinessEurope', 'TUC', 'CBI', 'EuActive', 'Euroserver', 'Personnel Today', 'BBC', 'Financial Times', 'Malta Independent Online', 各ウェブサイ

中国

(国際研究部)

『起業による就業促進の推進に関する指導的意見』を制定—農民工対策の一環として

農村からの都市部への出稼ぎ

労働者である「農民工」は現在約二億三〇〇〇万人に達する。農民工の多くは沿海部の輸出関連企業で働いているが、世界経済の急減速で職を失い、故郷に戻る出稼ぎ労働者も目立ち始めている。政府はこうした農民工の雇用問題に強い危機感を募らせており、再就職支援など農民工対策を強化する方針を示している。その一環として一〇月三〇日発表されたのが、『起業による就業促進の推進に関する指導的意見』。中国人的資源社会保障部を含む一〇の省庁が参画し策定した。内容は新規起業者に対する参入規制の緩和や行政の審査許可に係る手続きの簡略化、出稼ぎ労働者らが起業する際の金融サービスの整備などが柱。故郷に帰る農民工などに起業による就業を促進することで関連雇用を生み出す効果を狙ったものといえる。

『指導的意見』の概要

『指導的意見』は、「起業による就業の促進は就業拡大発展戦略の重要な内容であり、新しい時代において積極的に実施すべき就業政策の重要な任務である」とこの文書の重要性を位置付けている。背後に中国の就業をとりまく情勢は依然として厳しくこれを放置できないという中央の危機感がある。

個人の起業を促進するための方策として挙げられているのが、

まず起業家が市場に参入する際の規制緩和だ。起業を阻む行政面での障害、地域的な障害、経営面での障害を取り除くとして。また、法律で禁止されていない分野については起業家に開放されるべきだとし、国で規制のために条件や基準が定められている分野についても起業主体に平等に対応することを求めている。

具体的には、起業家が資本金を準備する際に分割で登録できるようにする、また参入する業界の特徴に照らして資金、人員といった面での参入許可条件を合理的に設定する——などを挙げて。さらに、起業家が自宅、賃借した場所、臨時の商業用建物等を起業・経営の場所とすることを許可し、各地域、各関連部門はそれぞれの実情に照らして、高等教育機関の卒業生、失業者、農村に戻った出稼ぎ労



働者が起業する場合の市場への参入条件を緩和することができるとしている。

『指導意見』はまた、起業に関わる行政の審査許可事項を整理・規範化し、審査許可、証明書発行等の手続きを簡略化している。具体的方策としては各種審査許可、確認、登録に関する事項や手続きマニュアルの発行など。審査手続きの一括取り扱い、窓口の統一、迅速な取り扱いを推進し、起業に迅速で簡便なシステムを構築することも盛り込まれている。

他方、起業の際の資金不足の問題は、個人の起業を難しくする問題点の一つだが、この点についても『指導意見』は具体的な規定を行っている。例えば、農村に戻った出稼ぎ労働者が起業することを想定し、農村における貸付保証方式の刷新、起業する際の金融サービスの拡充を行うとしている。また、農村における起業投資メカニズムを構築し、外資や国内の社会資本を利用した起業を奨励、条件が整った地域には様々な形式の起業投資誘導基金を設立し、企業の設立と発展を促進するとしている。

このほか、初めて起業する人々の経験不足の問題を軽減するため、政府は、起業家に対する各種研修を行い、都市・農村の様々な労働者が起業する場合にはあわせて起業研修体系を構築

し、起業研修の範囲を広げ、起業の意思があり研修の必要のある全ての労働者を徐々に起業家研修の対象としていくことを打ち出している。

【資料出所】
政府広報

http://www.gov.cn/jrzq/2008-10/29/content_1135116.htm

韓国

雇用創出が5年ぶりの最低水準に―大統領の目標、不可能に

韓国統計庁が発表した一二月の就業者数は二三八一万六〇〇人、就業者数の対前年比増減数で表す「雇用創出」は七万八〇〇〇人(表1)となり、二〇



〇三年一二月に四万四〇〇〇人を記録して以来の最低の水準となった。二〇〇八年の雇用創出は、第一四半期二一・〇万人、第二四半期一七・三万人、第三四半期一四・三万人、一〇月九・七万人、十一月七・八人と、金融危機をはじめとした景況悪化の影響から減少傾向に歯止めがかららない。李明博政権が目標とした年間二〇万人の雇用創出は事実上達成不可能となった。

若者・高齢者を中心に非労働力人口が増加

失業率は三・一%、前年同期比〇・一ポイント上昇にとどまっているが、失業者実数は七五・〇万人で前年同期比一七・七〇〇人増(二・三ポイント増)となり、懸念された金融危機の影響が雇用情勢の悪化となつて表れはじめた。

さらに、雇用情勢悪化の状況は失業率に反映されない非労働力人口の推移からも知られることができる。二〇〇八年の非労働力人口の状況は表2のとおり、対前年比で増加基調が続いており、一月は一五二〇万一〇〇〇人、前年同期比三五万六〇〇〇人増(二・四ポイント増)となった。年齢別で見ると、一五〜二九歳の若年層や六〇

歳以上の高齢者層を中心に非労働力化傾向の動きが顕著となっている。若年者、高齢者ともに昨今の雇用情勢の悪化の影響を強く受けている年齢層であり、よい就職機会に恵まれないことを見越したこれら年齢層が就職(及び再就職)を断念し労働市場から撤退したものとみられる。

高齢者雇用創出策として最賃減額措置も検討

こうした中で、政府はすでに九月、若年者向けには特別雇用促進プログラムの実施を発表したが、報道によれば、労働部は六〇歳以上の高齢者の雇用促進のために最低賃金を改正し、同年齢層に一〇%減額した法定最低賃金(時間あたり現行三七七ウオン)の適用を認める方針のようだ。最低賃金は二〇〇九年一月一日から同四〇〇ウオンへの引き上げが決定しているが、減額が実施された場合六〇歳以上の労働者は同三六〇ウオンの適用が可能となる。このほか、雇用促進のため、最低賃金の適用免除が認められる試用期間を現行三カ月から六カ月に延長する案や、現行では最低賃金の算定に含めることが認められない住宅や食事などの現物給付についてもその算定に含めることを認めるなど、事実上最低賃金の引き下げにつながる内容の同法改正案の検討を政府部内で開始したと伝えられる。



最低賃金の水準については、景気が持続的に低迷する中にあって、物価上昇率や名目賃金上昇率に比べて高いピッチの上昇が続いているとの認識が一般的とみられている。李永熙（イ・ヨンヒ）労働部長官も最低賃金が韓国の経済水準に比べて急激に上がっているとし、その見直しの可能性について示唆をした経緯があった。

こうした政府の方針に対し、労働側は断固反対する旨のコメントを表明した。労働団体はこの見直しの動きを「これまで最低賃金の弾力的運用を求めてきた経済界を支援するためのものだ」と猛烈に反発している。労働側の最低賃金水準に対する考え方は、労働者平均賃金の五〇％水準（同四七六〇ウォンに相当）に引き上げ、低所得層の生活レベルの底上げを行うべきとするもので従来一貫している。

表1 2008年の雇用失業情勢

(万人)

	1～3月	4～6月	7～9月	10月	11月
就業者数 (対前年比%)	2,305.1 (0.9)	2,387.1 (0.7)	2,375.2 (0.6)	2,384.7 (0.4)	2,381.6 (0.3)
雇用創出数	21.0	17.3	14.2	9.7	7.8
失業率 (対前年比ポイント)	3.4% (-0.2)	3.1% (0.1)	3.1% (0.0)	3.0% (0.0)	3.1% (0.1)
失業者数 (対前年比%)	80.1 (-5.9)	76.7 (-3.0)	75.2 (-0.5)	73.6 (0.4)	75.0 (2.3)

資料出所：統計庁

表2 年齢別非労働力人口の状況

(万人)

	1～3月	4～6月	7～9月	10月	11月
非労働力人口 (対前年比%)	1,557.5 (1.8)	1,490.3 (1.7)	1,515.4 (1.9)	1,514.4 (2.3)	1,520.1 (2.4)
15-29歳 (対前年比%)	538.2 (2.2)	537.7 (0.9)	540.9 (1.7)	553.1 (2.3)	552.0 (3.3)
30-39歳	207.6 (-1.5)	199.4 (-1.7)	207.3 (0.6)	201.0 (-0.5)	202.2 (3.3)
40-49歳	172.4 (0.1)	162.0 (0.7)	165.9 (-1.3)	164.0 (1.2)	162.7 (-0.3)
50-59歳	180.6 (-0.1)	163.3 (0.6)	168.1 (1.4)	163.5 (0.8)	165.7 (-0.6)
60歳以上	458.7 (4.2)	428.0 (5.5)	433.2 (4.5)	432.8 (4.5)	437.6 (3.1)

資料出所：統計庁

二〇〇八年一月一日に改定される同四〇〇〇ウォンが適用される労働者数は二〇八万五〇〇〇人に上り、全雇用労働者に占める割合である影響率は一三・一％と計算されている。近年正規労働者と非正規労働者の二極化などにより所得の不平等が拡大される状況にあって、低賃金

労働者の最低生活を保証できる唯一の制度が最低賃金という主張である。同様に、野党では、民主労働党が今回の改正案に対し「経済危機により労働者の実質賃金が減っている中で、賃金をさらに減らすもの」と断固反対を表明している。

これに対し、近年、最低賃金

の凍結を要求してきた経済界は「過度に上昇した最低賃金が若年者、高齢者や障害者など就職困難層の雇用機会を一層減少させてきた」との認識を持っており、政府の最低賃金制の見直し方針を歓迎するムードとなつていく。経済団体は今回の政府の最低賃金の見直しにあたっては、

地域間の生計費や賃金水準の違いを反映した地域別の最低賃金として設定されるべきとし、さらに法による毎年の改定サイクルを例えば二年以上にするなど、経済や労働市場の状況に応じて最低賃金が一層弾力的に適用されるべきだとの考えを表明している。

労働部は同法改正案の早期成立を目指していると思われるが、喫緊の課題となつていく雇用創出及び雇用促進を目的とするとはいえず、今回の見直しは労働者の基本的な労働条件である最低賃金にメスを入れようとするものであるため、あわせて見直しを予定している非正規労働者保護法の改正（正規化義務までの雇用期間の延長など）とともに、その成立にはかなりの難航が予想される。

【資料出所】
統計庁 Web、NNA、毎日経済新聞 Web

(国際研究部)